

## 議案第90号

淀川左岸線（2期）大淀出路橋入路橋等製作架設工事請負契約締結について

淀川左岸線（2期）大淀出路橋入路橋等製作架設工事請負契約を次の要項により締結する。

- |           |                     |         |
|-----------|---------------------|---------|
| 1 工 事 概 要 | 橋梁製作架設工事            | 一式      |
|           | 延長                  | 334メートル |
| 2 契約の相手方  | 福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木1番地 |         |
|           | 矢田工業株式会社            |         |
| 3 契 約 金 額 | 1,595,000,000円      |         |
| 4 しゅん工期限  | 令和7年2月28日           |         |
| 5 工 事 場 所 | 大阪市北区大淀北1丁目及び中津7丁目  |         |
- 令和4年3月4日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

淀川左岸線（2期）大淀出路橋入路橋等製作架設工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。